

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部を改正する条例案
意見募集の趣旨	桐生市では、土砂等による埋立て等について、「桐生市土砂等による土壌の汚染の防止に関する条例」(市土砂条例)により、土砂等の崩落による災害発生及び有害物質の混入による土壌汚染を防止し、住民の生活の安全確保及び生活環境の保全を図るための規制を行ってきました。 令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を受けて、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が令和5年5月26日から施行され、群馬県では令和7年5月26日から規制が適用される予定です。 これに伴い、市土砂条例において盛土規制法と重複する規制を整理する必要性が生じたため、市土砂条例を改正しようとするものです。 つきましては、本条例の全部を改正する条例案について、市民の皆様の意見を聴取し、その結果を反映するために、意見提出手続を実施いたします。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和6年12月16日(月)～令和7年1月15日(水)
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください(「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください。)。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください(案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。)。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 SDGs 推進課へ提出してください(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所 SDGs 推進課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-43-1001 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・sdgs@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	・桐生市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の全部を改正する条例案及び概要
担当	市民生活部 SDGs 推進課 環境保全担当 電話 0277-46-1111 内線 320 (令和6年12月27日まで)、内線 1442 (令和7年1月6日から)

備考	・ 結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・ 個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。 ・ 提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。
----	--